部長及び参事官　　生企発第402号
殿　　令和７年５月29日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（通達乙）

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条第１項に基づき、平成31年４月19日に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、令和４年３月25日に変更されてから約３年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第23条に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、令和７年３月21日に別添のとおり変更された。

変更後の基本計画の概要、ぱちんこにおける取組及び県警察の活動に関連する施策については下記のとおりであるので、各所属にあっては、基本計画の内容を踏まえ、引き続き、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

記

１　基本計画の概要

基本法第２条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

今般変更された基本計画は、基本法第12条第１項に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、

○　ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

○　基本法第14条から第23条までに規定する基本的施策に係る具体的取組等を策定しているものである。

２　ぱちんこにおける取組（【】内の記号は基本計画中の記載箇所を表す。）

(1)　ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方【第二章－Ⅰ－４－第１－１・２】

○　全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制

○　普及啓発の推進

(2)　ぱちんこにおけるアクセス制限等【第二章－Ⅰ－４－第２－１・２】

○　自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化

○　入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

(3)　ぱちんこにおける施設内の取組【第二章－Ⅰ－４－第３－１・２】

○　ぱちんこ営業所のＡＴＭ等の撤去等

○　出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入

(4)　ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組【第二章－Ⅰ－４－第４－１～３】

○　自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

○　依存問題の相談拠点や依存症専門医療機関等の紹介

○　リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

(5)　ぱちんこにおける依存症対策の体制整備【第二章－Ⅰ－４－第５－１～６】

○　「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

○　ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進

○　業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用

○　第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入調査

○　ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

○　地域連携の強化

(6)　依存症対策の基盤整備・様々な支援【第二章－Ⅲ－第１】

○　各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進

(7)　相談支援・治療支援【第二章－Ⅲ－第３－２】

○　ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化

(8)　民間団体支援【第二章－Ⅲ－第４－２】

○　自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

(9)　調査研究・実態調査【第二章－Ⅳ－７】

○　リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握

３　県警察の活動に関連する施策

(1)　包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【第二章－Ⅲ－第１】

県警察にあっては、高知県ギャンブル等依存症対策推進協議会に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、依存症対策に活用するなどしているところであり、引き続き、連携協力体制への積極的な参画を図っていくこと。

(2)　オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組【第二章－Ⅵ】

○　引き続き、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博をはじめとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を継続して推進すること。

○　オンラインカジノの違法性について、青少年を含め幅広い層に広報啓発を実施すること。

4　各署での取組

(1)　関係機関等と連携した相談窓口等の広報啓発

競輪、競馬、競艇等の公営ギャンブルやぱちんこへののめり込みに係る相談は依然として多い状況にあることから、各署にあっては、県立精神保健福祉センターや福祉保健所・保健所、県・県民生活課及び県立消費生活センターや市町村に設置された消費者相談窓口、県障害保健支援課並びに弁護士会等の関係機関と連携の上、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知を行うこと。

また、近年は特に国内から海外のオンラインカジノサイトにアクセスして違法賭博を敢行する者も少なくないことから、あらゆる業務を通じて、幅広い年齢層にオンラインカジノの違法性も併せて周知を徹底すること。

(2)　立入等を通じた取組状況の確認

ぱちんこ営業所に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条に基づく公安委員会による報告及び立入りを通じて、依存防止対策の取組状況を随時確認し、必要に応じて改善を求めること。

5　その他

(1)　留意事項

基本計画に基づくぱちんこ業界の自主的な取組については、法令に基づき求められているものではないことに留意すること。特に、ＡＴＭ及びデビットカードシステムの撤去推進については、その設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状に留意すること。

(2)　県計画

基本法第13条第１項において、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないこととされている。

当県については、令和４年10月に高知県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「県計画」という。）が策定されているが、今般、基本計画が変更されたことに伴い、県計画についても変更される可能性があるため、今後の動向に留意の上、適切に対応されたい。